

## 138. 酒 類 販 売 (消 費) 量

注：1 本表は酒類製造業者から消費者に小売した数量、酒類卸売業者が小売した数量及び酒類小売業者の販売数量の総計である。  
 2 平成元年4月1日酒税法の改正により、清酒及びウイスキーの級別制度、みりんの品目区分廃止。  
 ただし、清酒については経過措置が講じられ、平成元年4月1日～4年3月31日まで1級及び2級に区別される。

単位：kℓ

区 分	平成4年度 (FY1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
総 計	139 194	138 083	143 851	141 144	145 055
清 酒	24 911	25 560	23 424	23 842	23 648
合 成 清 酒	497	704	774	841	911
計	3 090	3 394	3 549	3 911	4 409
しょうちゅう 甲 類	1 246	1 323	1 455	1 518	1 674
乙 類	1 844	2 068	2 095	2 392	2 735
み り ん	1 512	1 570	1 532	1 554	1 626
ビ ー ル	103 745	101 304	108 104	101 966	103 555
果 実 酒	877	821	986	1 162	1 322
甘 味 果 実 酒	215	213	232	212	206
ウイスキー及びブランデー	2 225	2 286	2 090	1 937	1 838
ス ピ リ ッ ツ 類	513	425	349	344	324
リ キ ュ ー ル 類	1 509	1 721	2 457	2 765	3 268
発 ぼ う 酒	54	37	297	2 538	3 855
そ の 他 の 雑 酒	49	51	55	74	91